

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-01			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		高額介護サービス費支払費用貸付事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名	
					担当者名		丹		内線	
									2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-11-01			高額介護サービス費支払費用貸付事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 12年度			根拠		荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		同条例施行規則			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。								
対象者等		介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者								
内容		1貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない） 2事業実施方法 ①貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 ②申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 ③貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）								
経過		平成12年度介護保険法施行時から実施								
必要性		介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。								
実施方法		☒ （1直営） ☐ （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 貸付件数（件）	0	0	0	1	1				
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		条例事業であり、セーフティネットとして制度を維持する。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	0	役務費	郵送料（通知書）	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	0	貸付金	貸付金	26

備考	28年度、29年度ともに事業実績は0件であるため、行政費用は制度周知のための人件費
問題点・課題	○制度開始以来、ケアマネジャー等への周知やチラシの配布を行ってきたところであるが、「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認制度」の利用や、そもそも高額介護サービス費の限度額を超えるサービスを利用しない等の理由により、制度の利用に至っていない。必要な利用者が発生した場合に、適切に対応できるよう、ホームページ等でさらなる周知が必要である。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	チラシやホームページまた、ケアマネジャー等を通じて制度の周知を図る。	ホームページ等に掲載を行った。	引き続き、ホームページ等で制度の周知を図っていく。
②			
③			

議 會 質 問 狀 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-03			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		訪問介護自己負担額軽減事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		青木		内線 2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-08			訪問介護自己負担金軽減費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 12年度			根拠		荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、福祉の増進を図ることを目的とする。								
対象者等		低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等								
内容		○経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。 (1) 要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者 (2) 介護保険法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者 (3) 平成18年4月1日以前に特定疾病により要介護又は要支援状態となった40歳から64歳までの者								
経過		○経過措置対象者 【利用者負担割合】 平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4） 平成20年7月から：3%（区助成率7%） ※国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）								
必要性		障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。								
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☐ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員) 利用者は訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が毎月に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 助成件数（件）	163	184	190	132		144		
		② 認定者数（人）	19	16	15	15		15		
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
推進		推進		低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,801	1,749	1,744	1,513	1,314	1,408	1,480
決算額（30年度は見込み）		1,576	1,304	1,312	1,064	1,251	1,208	1,480
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	自己負担額軽減費（千円）	1,556	1,285	1,292	1,047	1,236	1,192	1,453

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	1	需用費	事務用消耗品	2
役務費	郵送料（通知書）	14	役務費	郵送料（通知書）	15	役務費	郵送料（通知書）	25
負担金補助等	負担金軽減費	1,236	負担金補助等	負担金軽減費	1,192	負担金補助等	負担金軽減費	1,453

(単位: 千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	15	17	2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,236	1,191	▲ 45		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,251	▲ 1,208	43
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,251	1,208	▲ 43	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,251	▲ 1,208	43		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,251	▲ 1,208	43		

借	行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費
---	------------------------

問 題 点 ・ 課	○毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。また申請の担当者が変わり、引き継ぎがなく申請が滞る場合もあるため、確認が必要。 ○利用している事業者が変わることもあるので実績等で確認が必要。また手続き方法等も事業者に対して説明をする。
-----------------------	--

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、事業者の請求漏れがないよう周知を行う。	支給決定通知を送付するとともに、改めて請求締切日のお知らせを添付し周知した。	利用者が事業者を変更・追加した場合に、特に実績の確認作業を慎重に行う。
②			
③			
他区の状況 （要旨）	（実施 1 区 台東区	未実施 21 区 不明	0 区）

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-04			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		青木		内線 2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-09			介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 18年度			根拠法令等		介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、福祉の増進を図ることを目的とする。								
対象者等		低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等								
内容		○利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの 1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。 (1)要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 (2)特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者 2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。 ○利用者負担：3%（本来10%）。								
経過		平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業）（平成18年9月8日要綱決定） 平成29年4月 代理受領払い開始 代理受領とは利用者が訪問介護事業者に10%のうち3%の利用料を支払い、事業者が月毎に取りまとめて区に申請。区は内容を審査し事業者に7%を支払う。								
必要性		急激な負担増に対応することが困難な障害者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☐ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員） 従来の支払い方法：利用者が10%を事業者を支払い、区に領収書を添付し申請し区から7%の補助を受ける。平成29年4月より代理受領払い開始								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 助成件数（件）	54	42	78	68	70				
	② 認定者数（人）	15	14	11	11	20				
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
推進		推進		障がい者関連施策上必要な手段である。						

事務事業分析シート（平成30年度）										
								No1		
事務事業コード		08-04-05			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護保険サービス利用者負担軽減事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名	後藤
					担当者名		青木		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-10		介護保険サービス利用者負担軽減費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		13年度		根拠法令等		利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☒ 法令基準内		☒ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		04		介護サービス基盤の充実				
目的		要介護・要支援認定者のうち低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。								
対象者等		要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、要件をすべて満たす者及び生活保護受給者								
内容		1 軽減対象サービス…（一般）25サービス、（生活保護受給者）4サービス ※ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外 2 軽減制度による本人負担割合：3/4（軽減分1/4） （生活保護受給者については、居住費（滞在費のみ）利用者負担額の全額（100/100）） 3 軽減分負担割合：（社会福祉法人等の場合） ・申請事業者1/2 ・国1/4 ・都1/8 ・区1/8 （その他の事業者の場合） ・申請事業者1/2 ・都1/4 ・区1/4								
経過		平成14年1月 軽減措置開始（利用者負担割合1/2、軽減割合1/2） 平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更 （本人負担割合を3/4とする（高齢福祉年金受給者は1/2）） 平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更 （生活保護受給者は一部施設サービスを利用した際の居住費（滞在費）は全額軽減対象とする） 平成24年4月 制度改正により、対象サービスの変更 平成25年10月 制度改正により、生活扶助基準見直しに伴う特例措置開始								
必要性		低所得者で生計を営むことが困難な者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 利用者の申請に基づき対象者に認定証を交付し、利用者は証を提示することで軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減した実績に基づき、区に補助金を請求する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 軽減制度認定者数	57	64	70	76	69	年度未認定者			
	② 軽減制度申出社会福祉法人数	64	65	65	65	65	区内・区外法人			
	③ 軽減制度申出事業所数	88	90	90	90	90	区内・区外事業所			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、生計を営むのが困難な利用者の生活の安定を図る上で必要である。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	窓あき封筒等	2	需用費	窓あき封筒等	1	需用費	窓あき封筒・通知書	37
役務費	郵送料（通知書）	11	役務費	郵送料（通知書）	13	役務費	郵送料（通知書）	17
負担金補助等	軽減補助金	1,646	負担金補助等	軽減補助金	1,921	負担金補助等	軽減補助金	1,821

備考	行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費
問題点・課題	○補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。 ○全ての施設で軽減制度が使えるわけでないことから、被保険者に対する事業の周知もあまり進まない現状。(進めにくい部分もある)

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	生活福祉課ケースワーカーやケアマネジャーを中心に制度の周知を図る。	生活福祉課職員の事業に関する認識が高まり、問合せや申請が増えた。	事業者への制度の周知を図り、登録事業者が増えるように取り組む。
②			
③			

状況の実際	
状況（要旨）	

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-06			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		依田		内線 2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-02-14			介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 21 年度			根拠		荒川区介護保険施設等における食費居住費等			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		負担額軽減補助金交付要綱			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者で、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。								
対象者等		本人が区民税非課税（世帯課税）、世帯の課税合計所得金額が500万以下、また本人及び配偶者の預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下である、という要件を満たす者。（生活保護受給者を除く）								
内容		(1) 補助対象経費 ・ 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 ・ 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 (2) 補助単価 ・ 第4段階 ① 介護保険施設及び短期入所生活（療養）介護：500円/日 ② 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：250円/日 ・ 第3段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：500円/日 ・ 第2段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日 ・ 第1段階 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービス：1,000円/日								
経過		【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管 【平成26年度】高齢者福祉課から介護保険課へ事務移管								
必要性		・ 利用者負担第4段階の中でも、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・ 施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。								
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員)								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
		① 対象者数(3施設・短期入所)	112	95	121			140		
		② 対象者数(GH・小規模)	82	63	82			100		
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		介護保険の特定入所者サービス費の制度改正内容を見極めつつ、引き続き実施する。						

平成29年度（決算）

平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品等	13	需用費	事務用消耗品等	8	需用費	事務用消耗品等	14
役務費	決定通知送付用	42	役務費	決定通知書送付用	63	役務費	決定通知書送付用	148
負担金補助等	食費・居住費に対する補助	24,202	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	21,749	負担金補助等	食費・居住費に対する補助	25,914

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,365	2,224	859	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	55	71	16		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	24,202	21,749	▲ 2,453		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	151	433	282		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,773	▲ 24,477	1,296
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	25,773	24,477	▲ 1,296		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,773	▲ 24,477	1,296
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,773	▲ 24,477	1,296

借	行政費用の「補助費等」は、対象者への補助経費
---	------------------------

○区外施設を利用している対象者は、対象者が区に請求を行うことから請求漏れや遅れが発生しやすく、支払手続きが滞りがちである。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新システム導入に伴い、更に事務処理の効率化を図っていく。	効率的な事務処理に努め、円滑に請求手続きが出来るように行った。	区外施設を利用している対象者に対し、請求漏れや遅れを防止出来るよう、案内を工夫するとともに通知を発送する。
②			
③			
他区の実況（要旨）	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）		
議会質問状況			

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-07			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		地域密着型サービス事業所の整備			部課名		福祉部介護保険課		課長名	
					担当者名		齊藤		内線	
									2446	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-12-01		地域密着型サービス拠点等整備費補助						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成			18年度		根拠			
終期設定		○有 ●無			年度		法令等			
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		●計画 ○非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		地域密着型事業所を整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行い、区内における地域密着型サービス提供基盤を構築し、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けることができるようにすることを目的とする。								
対象者等		地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者								
内容		1 地域密着型サービス事業所の指定・更新及び補助等 適正で安定的なサービス提供を図るため、公募を実施し、補助金を活用しつつ整備を行う。指定後については適宜（又は更新時）実地指導等を行う。また変更届に対し審査を実施する。 2 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置 サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、必要事項を協議する。 3 監査（実地検査）の実施【再掲 07-04-14参照】 必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取消し等の措置を実施する。 4 運営推進会議 利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。 5 区外指定事業所及び区外みなし指定事業所について 荒川区民が区外地域密着型サービス事業所を利用する場合に、相手方自治体同意のもと指定を行う。								
経過		○平成18年 4月 介護保険法改正「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始 ○平成27年 9月 防火設備補助要綱制定 ○平成28年11月 介護ロボット導入費補助要綱制定 ○平成29年 2月 防犯設備補助要綱制定 【平成30年3月末事業所数】 ①認知症対応型通所介護 7か所 ②小規模多機能型居宅介護 6か所 ③地域密着型介護老人福祉施設 1か所 ④認知症対応型共同生活介護 14か所 ⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3か所 ⑥地域密着型通所介護 29か所								
必要性		適正な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の12の規定で定められたもの）								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ①公募による選定 ②補助協議 ③補助内示 ④交付申請 ⑤交付決定 ⑥事業者への補助実施 ⑦指定申請手続き ⑧指定								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	①新規指定・再開地域密着型事業所数	3	37	6	2	10	※各年度末時点			
	②廃止・休止地域密着型事業所数	3	6	6	3	0	※各年度末時点			
	③地域密着型事業所数	30	61	61	60	70	※各年度末時点			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
重点的に推進		重点的に推進		地域密着型サービスの充実は、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の「補助費」は、民間事業者のグループホーム等施設整備費に対する補助金の支出額

○地域密着型サービスの公募について、安定的な供給体制を確保するために、財務審査等をより詳細に実施する等、事業者の事業継続に係る能力等をこれまで以上に慎重に判断していく必要がある。

○2025年に向け、区として特に整備を進めていく必要がある認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備には、一定規模の敷地が必要であるが、運営に適した十分な面積を有する土地の確保が難しく、事業所整備が進みにくくなっている。

○従業者の採用が難しく、事業所整備が進みにくくなっている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域密着型サービス整備に係る公募への応募の状況を踏まえ、必要に応じて補助額・補助対象等の見直しを行っていく。	さらなる整備促進を図るため、新たな補助メニューについての検討を行い、翌年度からの予算化を図った。	現在公募審査にあたり、サービスの質の担保と整備の促進という両面を踏まえながら適切に審査を実施する。
②			運営事業者が定期借地権により土地を確保する場合、賃料の一部を補助する制度を設け、事業所整備を促進する。
③			新規開設する小規模多機能型介護事業所の求人や採用等に関する経費の一部を補助する制度を拡充する。
他 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成18年三定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について 平成21年二定 小規模多機能型居宅介護の拡充について 平成21年三定 都営住宅を活用したグループホームの設置について 平成28年予特 アミューズメント型デイサービスの規制について 平成28年決特 地域密着型サービスの整備状況と遊技を中心としたサービス提供の規制について（総括）		

事務事業分析シート（平成30年度）										
								No1		
事務事業コード		08-04-08			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護サービス事業所人材育成補助事業			部課名		福祉部介護保険課		課長名	後藤
					担当者名		中嶋		内線	2446
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-14-01		介護サービス人材確保事業費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		21年度		根拠法令等		荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金交付要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		04		介護サービス基盤の充実				
目的		区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に実務者研修を受講させる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。								
対象者等		区内に事業所を有する指定介護サービス事業者等								
内容		実務者研修に要する補助 主な要件：区内にある事業所の介護従業者が実務者研修を修了した場合 内容：実務者研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円） 初任者研修に要する補助 主な要件：区内にある事業所の介護従業者が初任者研修を修了した場合 内容：初任者研修授業料の全額を補助（上限額：1人につき9万円）								
経過		平成21年度 事業開始 平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加 平成24年度 訪問介護員2級資格取得後に退職する者が多かったため、補助対象から訪問介護員2級を廃止 平成25年度 国が訪問介護員1級と介護職員基礎研修を実務者研修に一本化したため、補助対象を実務者研修に一本化 平成28年度 対象を初任者研修と実務者研修に拡大。また事前申請制を導入し、補助要件として、研修修了者の離職防止を図ることを追加								
必要性		質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。								
実施方法		（☒ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 都が実施する「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」を併せて利用することで、本事業活用に当たっての事業者の負担が軽減されるため、当該事業についても積極的に周知を図る。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	① 実務者研修修了者(人)	1	34	9	15	20	本事業により資格を取得した人数			
	② 初任者研修修了者(人)		6	6	6	10	本事業により資格を取得した人数			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度	31年度									
推進	推進	介護事業所の負担を軽減し、人材を確保・育成していくための事業であり、深刻な介護人材不足に対応するために必要である。								

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,800	900	1,260	1,260	4,865	4,865	2,482
決算額（30年度は見込み）		1,133	0	394	97	3,584	1,131	2,482
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	実務者研修修了者（人）	-	0	3	1	34	9	15
	基礎研修修了者・1級取得者（人）	9	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	2級取得者（人）	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止	廃止
	初任者研修修了者（人）					6	6	6

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,072	1,853	▲ 1,219	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3,584	1,131	▲ 2,453		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与引当金繰入額	340	361	21	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,996	▲ 3,345	3,651	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	6,996	3,345	▲ 3,651	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,996	▲ 3,345	3,651	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,996	▲ 3,345	3,651		

行政費用の「補助費等」は、介護従事者の研修受講に対する補助金の支出額
※平成29年度の研修受講者の実績減により、平成29年度の補助金の支出実績も減少している。

問題点・課題
○実務経験者が介護福祉士になる場合、本事業の補助対象である実務者研修を修了することが、当初平成24年度から要件とされる予定であったが、介護人材不足のため延期が繰り返され、介護職員の資格制度の見通しが不透明な状況が続いてきたことから、実務者研修修了者への補助実績が低迷していた。
○平成28年度からは要件となったため、当初本事業の利用が増加したものの、29年度の利用数は対28年度比で減少している。このことから、対象者の多くは受講ができていないものと推測される。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	処遇改善や事業所への定着についての追跡調査を実施し、必要に応じて補助要件の見直し等を行う。	さまざまな機会を捉え、事業所への本補助事業の周知に努める等、処遇改善・人材育成を支援した。	引き続き制度の周知に努め、事業者の人材育成の支援を図るとともに、深刻な介護人材不足に対応するための支援策を検討する。
②			
③			
他 状況 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 補助対象資格は介護福祉士や初任者研修等		
	平成20年三定 平成20年四定	介護事業者、介護従事者への支援について 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて	

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-09			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護保険サービス永年勤続従業者表彰			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		中嶋		内線 2446	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-15-01		介護保険サービス従事者功労者表彰事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 22年度			根拠		荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰			
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等		事業実施要綱			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力したサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。								
対象者等		次に掲げる要件を全て満たす者 ①指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者 ②利用者に直接、介護保険サービスを行う者で、事業所の管理者の推薦を受けた者								
内容		平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与及び祝賀会 平成26年度 祝賀会において講演会を実施 平成29年度 祝賀会においてミニコンサートを実施（オープニングセレモニーから変更）								
経過		平成22年度 11月11日「介護の日」に合わせて事業実施 平成23年度 継続事業として3月23日実施 平成24年度 継続事業として10月23日に実施 平成25年度 継続事業として10月15日に実施 平成26年度 継続事業として10月14日に実施 平成27年度 継続事業として10月14日に実施 平成28年度 継続事業として10月12日に実施 平成29年度 継続事業として10月11日に実施 平成30年度 継続事業として10月9日に実施								
必要性		区内の質の高い介護サービス確保のため、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要であるが、従業者の勤労意欲向上に資すること及び事業者の意欲向上を図るため、節目事業ではなく、通年事業として実施が必要である。								
実施方法		☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 表彰式会場設営委託等 143,200円（29年度実績）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	① 表彰対象者数（人）A		56	43	40	40	45			
	② 表彰式参加者数（人）B		29	24	26	27	31	表彰式当日出席した被表彰者の数		
③ 表彰式参加率（%）B/A		51.8	55.8	65.0	67.5	68.9	B/A（%）			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		外部環境の変化等により、人材の定着が難しくなりつつある中で、介護職員が表彰を受けることは、意欲及び社会的評価の向上につながるため、引き続き実施する。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	演奏会奏者謝礼	44	報償費	演奏会奏者謝礼	54	報償費	演奏会奏者謝礼	80
需用費	記念品・表彰状等	159	需用費	記念品・表彰状等	153	需用費	記念品・懇親会費等	356
役務費	部分筆耕等	12	役務費	部分筆耕等	9	役務費	部分筆耕等	14
委託料	会場設営等委託	144	委託料	会場設営等委託	143	委託料	会場設営等委託	52
使用料等	会場使用料等	42	使用料等	会場使用料等	32	使用料等	会場使用料等	53

(単位：千円)

備考	行政費用の「物件費」は、被表彰者への記念品や会場設営経費
問題点・課題	○介護保険制度を取り巻く社会情勢や、人材不足が益々深刻化している区内介護事業所の状況等を踏まえて、従業者の意欲向上と社会的評価の向上という事業目的に照らし、実施内容・実施方法等の改善を図っていく必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	表彰対象、実施会場、実施時間帯等を含めた実施方法等について、常に改善・見直しを図っていく。	事業規模に合わせた実施会場に見直しを行うとともに、演奏会のプログラムを変更する等により、表彰者がより楽しめる内容とした。	介護事業所から意見を募る等しながら、実施方法について適宜見直しを行う。
②			
③			

議 會 質 問 狀 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-10			戦略プラン		○協働 ○業務 ●財務 ○人事			
事務事業名		賦課・収納事務費			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		桂木		内線 2441	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01		賦課・収納事務費						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成 12年度			根拠法令等		介護保険法 荒川区介護保険条例			
終期設定		○有 ●無 年度								
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 □区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野 I		生涯健康都市						
		政策 02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策 04		介護サービス基盤の充実						
目的		荒川区の高齢者を支える介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。								
対象者等		介護保険第1号被保険者…荒川区に被保険者資格を有する65歳以上の者（外国人を含む） 50,624人（30年5月末現在） （うち外国人被保険者 1,234人 住所地特例者 506人）								
内容		1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 (1) 介護保険料納入通知書の送付 (2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者（第2・3段階）を対象とした介護保険料（第1号被保険者）の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務								
経過		1 平成12年 4月 介護保険法施行 ※国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 平成12年 4月～平成12年 9月…全額免除、平成12年10月～平成13年 9月…1/2減額、 平成13年10月…全額納付開始 2 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始） 3 平成15年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正（第2期介護保険料設定） 4 平成18年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第3期介護保険料設定）及びシステム変更 5 平成21年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第4期介護保険料設定及び暫定賦課の見直し） 6 平成24年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第5期介護保険料設定）及びシステム変更 7 平成27年 4月 荒川区介護保険条例の改正（第6期介護保険料設定）及びシステム変更 8 平成27年 7月 荒川区介護保険条例の改正 ※国による軽減措置により第1段階の保険料が軽減 9 平成30年 4月 荒川区介護保険条例の改正予定（第7期介護保険料設定）及びシステム変更								
必要性		介護保険法の規定により必須の事業								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 介護保険料賦課・徴収:当該年度住民税課税状況等の決定を受け、年間保険料を算定。納付書払の普通徴収若しくは年金天引きの特別徴収により徴収。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	① 収納率（現年分）（%）	97.53	97.74	97.94	97.94	97.94				
	② 収納率（うち普通徴収分）（%）	85.08	85.87	86.87	86.87	86.87	27～29年度は実績			
	③ 収納率（滞納繰越分）（%）	21.64	22.83	29.70	29.70	29.70	27～29年度は実績			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度 31年度										
重点的に推進		今後、益々高齢社会となっていく状況において、高齢者を支える介護保険制度の基盤を強化し、介護保険事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。								

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		25,808	25,107	28,929	29,031	29,341	28,914	29,311
決算額（30年度は見込み）		19,900	23,907	24,506	25,366	25,678	25,792	29,311
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	被保険者数／年度末	46,426	47,672	48,917	49,882	50,335	50,597	50,712
	増加率（%）	3.4	2.6	2.6	1.9	1.0	0.5	0.08
	保険料収納率 現年分（%）	97.0	97.2	97.3	97.5	97.7	97.9	97.9
	保険料収納率 滞納繰越分（%）	17.8	17.7	19.2	21.6	22.8	29.7	29.7

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	事務嘱託員報酬	7,236	報酬	事務嘱託員報酬	7,828	報酬	事務嘱託員報酬	7,873
共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,158	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,238	共済費	事務嘱託員社会保険料等	1,302
需用費	納入通知書印刷等	2,819	需用費	納入通知書印刷等	2,807	需用費	納入通知書印刷等	3,121
役務費	公金取扱手数料・郵送料	6,768	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,265	役務費	公金取扱手数料・郵送料	9,223
委託料	MT処理・OCR読取委託料等	7,587	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	6,546	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	7,585
負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	109	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	108	負担金補助等	特別徴収の経由事務負担金	169
						旅費	事務嘱託員旅費	38

(単位: 千円)								
	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	52,688	47,681	▲ 5,007	地方税	0	0	0
	物件費	17,174	16,618	▲ 556	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	120	119	▲ 1	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,904	7,526	2,622	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 74,886	▲ 71,944	2,942
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	74,886	71,944	▲ 2,942	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 74,886	▲ 71,944	2,942
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 74,886	▲ 71,944	2,942

備	行政費用の「物件費」は、介護保険料の賦課・収納に係る消耗品の購入、印刷物の作成、郵便料、業務委託の経費
---	---

問題点・課題 ○荒川区においては介護保険料の所得段階が第1段階に属する世帯が最も多く、低所得世帯の負担は大きい。生活状況等を踏まえ、納付が困難な方に対しては、納付相談を受けた上でより柔軟な対応をしていく必要がある。一方、再三の督促・催告をしても納付の意思が確認できない方、納付する財力があるにもかかわらず滞納していると考えられる方に対しては、財産調査を行い積極的に差押え処分を行っていかねばならない。その際は、介護保険事業運営における財政基盤整備のため、滞納者の財産額・滞納額等を考慮して、費用対効果を最大限得られるよう効率的な差押え処分を実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新システム稼働後、宛名管理を始め個人情報保護を含めた日常業務に支障をきたさないよう業務内容等の再確認などの対策を講じる。	一部旧システムから移行されていない被保険者情報（宛名の履歴、送付先住所等）が見つかったため、随時データの点検を行った。	個人番号の情報連携開始に伴い、被保険者が円滑に介護サービスを利用できるよう運用時のマニュアル等を整備する。
②	被保険者の介護保険への理解、制度の積極的な活用と納付意識の醸成を促すため、年齢到達等の通知を分かりやすい内容に改善する。	通知のサイズをB5からA4に、文字の大きさを11から12ポイントに変更するとともに、区民からの意見を踏まえて内容を一新した。	新システム稼働後の課題を洗い出し、被保険者に送付する通知内容の誤表記防止を始めとしたシステムの安定的運用を図る。
③	継続して初期滞納者への早期対応を図るとともに、計画的な分割納付の履行を積極的に提案しつつ、履行状況の適正な管理を行う。	滞納者の事情を細かく聞き取り、無理のない分納計画を提示することで、納付意識の高揚と収納率の向上を図った。	保険料の改定による滞納者増が予想されるため、制度を一層周知し、口座振替の勧奨等を通して現年度分の滞納を防ぐ。
その他	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）

地区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成21年二定 について	23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて
	平成23年二定	介護保険料に対する軽減策を区として講じることについて
	平成24年二定	介護保険料値上げに対して必要な減額制度などを拡充することについて
	平成28年度9月会議	介護保険料滞納者に対する差押状況と納付相談について

事務事業分析シート（平成30年度）										
								No1		
事務事業コード		08-04-11			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		要介護等認定事務			部課名		福祉部介護保険課		課長名	後藤
					担当者名		石井		内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-04-01		認定事務費						
事務事業の種類		☒ 新規事業 （ ☐ 30年度 ☐ 29年度 ）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠法令等		介護保険法 荒川区介護保険条例		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		04		介護サービス基盤の充実				
目的		保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。								
対象者等		第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者								
内容		1 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。 2 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。 3 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。 4 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて一次判定を行う。 5 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が審査し、最終的な要介護度の判定（二次判定）を行う。 6 保険者は、審査会の判定に基づき認定し、結果を被保険者に通知する。								
経過		平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始） 平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更 平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長（要介護者のみ） 平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化し、調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化 平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更し、調査項目を82項目から74項目に変更 平成23年4月 変更、更新申請の一部（要支援⇄要介護）に係る認定の有効期間を最長12ヵ月間に延長 平成24年4月 新規申請に係る認定の有効期間を最長12ヶ月間に延長 平成26年4月 要介護認定に係る事務の一部を委託化 平成27年4月 更新申請に係る要支援者の認定の有効期間を最長24ヶ月に延長 平成30年4月 更新申請に係る認定の有効期間を最長36ヶ月に延長								
必要性		介護保険法に基づく必須の事業								
実施方法		（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） ・新規・変更申請の訪問調査は原則区職員が実施し、更新申請は民間の居宅介護支援事業者等に委託 ・要介護認定事務の一部（申請受付、入力作業等）を民間事業者へ委託								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 申請から認定までの日数（平均）	34.6	31.9	33.9	32	30	介護保険法第27条第11項			
	② 調査員新任研修受講者数（人）	29	20	23	24	100				
	③ 調査員現任研修受講者数（人）	220	212	190	224	300				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
推進		推進		法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービスを利用する上で必要な事務事業である。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	49,244	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	50,054	報酬	介護認定審査会委員・認定調査員	53,824
共済費	公務災害補償費負担等	4,629	共済費	公務災害補償費負担等	4,497	共済費	公務災害補償費負担等	5,067
報償費	審査会委員連絡会謝礼等	170	報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	429	報酬費	審査会委員連絡会謝礼等	720
旅費	認定調査員旅費	236	旅費	認定調査員旅費	261	旅費	認定調査員旅費	468
需用費	認定事務用消耗品等	548	需用費	認定事務用消耗品等	356	需用費	認定事務用消耗品等	733
役務費	主治医意見書作成料・郵便料	41,306	役務費	主治医意見書作成料・郵便料	47,799	役務費	主治医意見書作成料・郵便料	48,679
委託料	認定調査委託料等	37,388	委託料	認定調査委託料等	41,003	委託料	認定調査委託料等	48,525

勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	108,398	113,769	5,371	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	79,478	89,523	10,045		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	309	575	266		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	182	135	▲ 47
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	182	135	▲ 47
		賞与・退職給与引当金繰入額	6,044	11,554	5,510		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 194,047	▲ 215,286	▲ 21,239
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	194,229	215,421	21,192		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 194,047	▲ 215,286	▲ 21,239
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 194,047	▲ 215,286	▲ 21,239			

問題点・課題	○要介護認定は、全国一律の基準に基づき公正かつ確に行われることが重要であり、認定調査員によって、あるいは認定審査会（合議体）によって、判断の異なることがないよう、適正な要介護認定が求められている。また、申請日から30日以内に結果を通知する必要があるが、平成29年度は平均33.9日となっている。高齢者人口の増加とともに要介護認定申請者数の増加も見込まれる中、要介護認定事務を効率的に行うために、平成26年度から要介護認定事務の一部（申請受付、システムへの入力作業等）を委託し、事務執行体制の変更を行ったが、さらに事務の改善を行い、結果をお知らせするまでの期間の短縮を図る必要がある。
--------	--

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	認定調査員の資質向上を図るための 取り組みを、継続して行う。	認定調査員の資質向上を図るための 取り組みを行い、テキストに沿った 選択及びわかりやすい特記の記載に なっている。	認定調査員の資質向上を図るため の取り組みを、引き続き推進す る。
②	公正かつ的確な審査判定が行われる よう、合議体による判定結果のバラ ツキを小さくするための取り組み を、引き続き推進する。	公正かつ的確な審査判定が行われる よう、一次判定に加味されない項目 について慎重な議論がなされてい た。	公正かつ的確な審査判定が行われ るよう、合議体による判定結果の バラつきを小さくするための取り 組みを継続して行う。
③	公正かつ的確な審査判定が行われる ように、審査会事務局を担う職員の レベルアップを図る。	公正かつ的確な審査判定が行われる ように、審査会事務局を担う職員の レベルアップを図り、審査会資料の チェックが行われていた。	公正かつ的確な審査判定が行われ るよう、審査会事務局を担う職員 のレベルアップを図る。

議 決	平成21年2定 要介護認定方法の見直しについて
-----	-------------------------

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード	08-04-12			戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護保険システム運用管理費			部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
				担当者名	根岸	内線	2431		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-06-01		介護保険システム運用管理費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準	☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市							
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
	施策	04 介護サービス基盤の充実							
目的	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。								
対象者等	民間事業者（システム開発業者）								
内容	○介護保険システム管理運営費：介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。 平成18～22年度 債務負担による5年間の分割支払。※総額 115,327,920円(18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年) ※平成23年度 単年度での現行システム再リース 平成24年度～システム更改、債務負担による5年間(平成24～28年度)の分割支払。 平成26年度 消費税額変更に伴う契約金額の変更(1,685,700円増)。※総額 162,096,386円 (24年度：32,082,206円、25年度：32,082,120円/年、26～28年度：32,644,020円/年) 平成29年度～システム更改、債務負担による5年間(平成29～33年度：47,304,000円/年)の分割支払。 ○介護保険システム改修費：法改正等により必要になるシステム変更経費 ○介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分：庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。(28年度以降、記載除外)								
経過	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 ※平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改 平成29年 介護保険システム更改・4月稼働								
必要性	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくためには、システム化が必要である。								
実施方法	（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 管理運営・保守等を委託（委託費用は上記「内容」のとおり）。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①								
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度	31年度								
継続	継続	事業実施上必要不可欠な手段である。							

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		77,740	59,791	93,215	120,797	104,474	61,615	70,029
決算額（30年度は見込み）		71,823	46,240	74,599	93,232	43,236	61,519	70,029
実績 の 推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	介護保険システム負担分(千円)	9,357	8,799	9,637	9,239	-	-	-
	介護保険システム管理運営費(千円)	62,466	37,441	64,962	83,993	43,236	61,519	70,029

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	トナーカートリッジ等	1,680	需用費	トナーカートリッジ等	1,446	需用費	トナーカートリッジ等	1,697
委託料	システム管理運営委託等	41,556	役務費	サーバ解体作業	65	委託料	システム管理運営委託等	68,332
			委託料	システム管理運営委託等	60,008			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	6,484	6,671	187	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	43,236	55,869	12,633		国庫支出金	5,313	3,878	▲ 1,435
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	1,617	0	▲ 1,617		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	5,313	3,878	▲ 1,435
		賞与・退職給与引当金繰入額	718	1,300	582		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 46,742	▲ 59,962	▲ 13,220
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	52,055	63,840	11,785		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 46,742	▲ 59,962	▲ 13,220
	特別費用(g)	0	1,617	1,617	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	▲ 1,617	▲ 1,617	当期収支差額(e)+(h)	▲ 46,742	▲ 61,579	▲ 14,837		

備	行政費用の「物件費」は、概ねシステム管理運営及びシステム改修業務の委託経費。29年4月からシステム更改に伴いサーバ等の備品を入替えたため、29年度の「減価償却費」は発生しない。
---	--

問題点
○平成29年4月から介護保険の新システムが稼働。新システムの機能や特徴を活かした業務運営を行いながら、検証・調整等の問題点克服のための改修等を実施し、制度・システムの安定運営に貢献する。
○法改正等のシステム改修を随時対応し、より安定的な運用を目指す。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新システムの運用・管理をする。また、新システムの評価を実施する。	稼働初年度のため、初めて実施する処理ごとで処理方法や結果の確認を重ね、安定運用に努めた。	昨年度の稼働実績を踏まえ、必要な機能改善や実施方法の工夫・変更を実施する。
②			
③			

他 区 の 施 状	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
	同システムの導入は7区(品川区・目黒区・大田区・渋谷区・豊島区・北区・荒川区/H30現在)。							

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-04-13		戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	事業者支援・指導事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤	
			担当者名	三島木	内線	2436	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	介護給付費等費用適正化事業費					
	01-01-02	介護人材育成事業費					
	01-07-01	事業者支援事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○30年度 ○29年度） ○建設事業 ○それ以外の継続事業						
開始年度	○昭和 ●平成	18年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等	指導及び監査実施要綱			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	04	介護サービス基盤の充実				
目的	介護サービス事業者に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行うことで、事業者が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的とする。また、介護サービス事業者に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。						
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族						
内容	【事業者支援】 1 事業者連絡会 事業者向けに情報の提供や施策の説明を実施 2 事業所訪問相談 サービス事業所からの依頼に基づき訪問相談を実施 3 荒川区・事業者区民向け研修 . . 介護保険サービス事業所に対し年間を通じた体系的な研修を実施 4 その他情報提供 介護事業者情報提供システム等による情報提供を実施 【事業者指導】 1 実地指導 介護保険サービス事業所に対し、運営基準の遵守・ケアマネジメントの実施状況・報酬請求の適否等に関して指導を実施 2 ケアプラン点検 対象の介護支援専門員を選出し、ケアプランの点検を実施（平成24年度） 3 利用者宅訪問調査 . . . 住宅改修・福祉用具購入利用者宅を訪問し、確認・指導を実施 4 集団指導 . . . 専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導						
経過	平成14年度 給付費通知発送開始（年2回） 平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置 平成18年度 実地指導等を本格実施 平成19年度 荒川区介護給付適正化計画を作成 事業所連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成 平成20年度 組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記 介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始） 平成23年度 事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託 平成24年度 ケアプラン点検事業の実施 平成29年度 荒川区主任介護支援専門員連絡会を活用したケアプラン点検を試行開始予定						
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託 @64,800円×10件 ・介護保険事業者情報提供システム運用等業務委託 2,203,200円（30年度実績）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	
	① 連絡会・適正化研修会（回）	27	22	22	31	27	
	② 実地指導件数・監査件数	71	34	40	50	50	
	③ 実地指導及びケアプラン点検事業におけるケアプラン点検件数	107	69	61	105	100	対象：居宅介護支援事業所※実地指導は1事業所5件でカウント
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度		31年度					
推進	推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		15,575	18,552	19,968	19,167	22,885	19,120	20,461
決算額（30年度は見込み）		15,030	15,768	16,354	17,394	17,057	17,752	20,461
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	事業者連絡会・適正化研修会（回）	29	18	17	27	22	22	31
	参加事業者数（事業所）	2,045	1,132	931	1,286	1,120	1,060	1,550
	事業者団体等出張説明会（回）	2	1	1	3	2	2	2
	参加者数（人）	30	53	50	115	100	80	80

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬（4名）	8,840	報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,695	報酬	非常勤職員報酬（4名）	10,720
共済費	公務災害補償経費等	1,459	共済費	非常勤職員報酬共済費等	1,609	共済費	非常勤職員報酬共済費等	1,726
報償費	適正化研修講師謝礼等	45	報償費	適正化研修講師謝礼等	138	報償費	適正化研修講師謝礼等	169
郵便料	郵便料	936	郵便料	郵便料	943	郵便料	郵便料	1,170
委託料	システム運用等	2,208	委託料	システム運用等	2,203	委託料	システム運用等	2,616
委託料	実地指導（財団）	648	委託料	実地指導（財団）	648	委託料	実地指導（財団）等	756
委託料	事業者研修	2,419	委託料	事業者研修	2,151	委託料	事業者研修	2,151

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与と関係費	31,125	23,668	▲ 7,457	行政収入	地方税	0	0	0
		物件費	6,609	6,287	▲ 322		国庫支出金	2,554	14,251	11,697
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,822	8,228	6,406
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	164	176	12		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	417	813	396
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,793	23,292	18,499
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,307	2,412	105		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 35,412	▲ 9,251	26,161
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	40,205	32,543	▲ 7,662	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 35,412	▲ 9,251	26,161		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 35,412	▲ 9,251	26,161		

借	行政費用の「物件費」は、事業者支援・指導に係る研修、システム運用等の委託費
---	---------------------------------------

問題点・課題

- 実地指導や監査においては、指導員の知識及び平準化を図り、指摘事項が指導員によって偏らないための取組が必要である。
- 苦情や事業所での事故発生によっては、対応時間や人員を要するため、実地指導やケアプラン点検業務の実施に影響を及ぼすことが多い。（定期的に実施すべきものの間隔があいてしまうことがある。）
- 区内主任ケアマネジャーの活用等により、ケアマネジャーの更なる資質向上を図っていく必要がある。
- 居宅サービスの指定権限の区への移管等に伴い、区における指導体制の充実が必要となってくる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	28年度に引き続き指摘事項の事例取り纏め・更新等を行い、事業所によるセルフチェックの仕組みを進めていく。	サービス種別ごとの自己点検シートの作成を進めるとともに、事業者団体の会合等に参加し、指導や意見交換を行った。	29年度を取組をさらに進めていく。
②	ケアマネ向け研修や圏域会議等に加え、29年度からはケアプラン点検においても区内主任ケアマネの活用を図っていく。	30年度からの主任ケアマネによるケアプラン点検の実施に向け、検討及び試行実施を行う。	主任ケアマネによるケアプラン点検を本格実施していく。
③			

他 施 状 況	区の実	(実施)	10	区	未実施	12	区	不明	0	区)
		指定市町村事務受託法人に事務委託している区：10区								

議 会 質 問	平成17年三定	適正化の事業内容、実績について
	平成18年三定	要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について
	平成19年二定	介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-14			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護保険事業計画策定事業費			部課名		福祉部介護保険課		課長名	
					担当者名		根岸		内線	
									2431	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-98-98			介護保険事業計画策定事務費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成			10年度		根拠		介護保険法第117条	
終期設定		☐ 有 ☒ 無			年度		法令等			
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。								
対象者等		65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等								
内容		介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。 介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。 【第7期介護保険事業計画策定経過】 平成28年度 第7期荒川区高齢者プラン策定に向けた実態調査を実施（区民向け8調査・事業者向け8調査） 平成29年度 第7期介護保険事業計画策定（認定者数、介護サービス量推計・第7期保険料算定等）								
経過		平成 5年5月 荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく） 平成12年3月 荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度） 平成14年3月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5ヵ年計画（H15～H19年度） 平成18年3月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H18～H20年度） 平成21年3月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H21～H23年度） 平成24年3月 第5期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H24～H26年度） 平成27年3月 第6期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H27～H29年度） 平成30年3月 第7期荒川区高齢者プラン策定 3ヵ年計画（H30～H32年度）								
必要性		介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。								
実施方法		☒ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、策定の支援、一般高齢者・要介護高齢者等の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は委託している。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		推進		第8期介護保険事業計画の策定は平成32年度となるが、策定に向けて準備を進めていく。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	評価委員報酬	40	委託料	策定支援業務委託	2,997			
需用費	評価委員食糧費	1						
委託料	調査業務委託	12,312						

備考	行政費用の「物件費」は、計画策定に係る委託経費（28年度は区民及び事業者向け調査業務委託、29年度は計画策定支援業務委託）。
問題点・課題	○国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。 ○策定した計画に基づき、着実に進捗管理、介護サービスの基盤整備・拡充等を進めていく必要がある。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	-------------------------	--------------------------	---------------------------

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況 議 会 質 問 状 態 (要 旨)	平成20年二定	高齢者実態調査について
	平成22年二定	高齢者実態調査について
	平成29年9月会議	第7期荒川区高齢者プラン策定のためのアンケート調査について

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード	08-04-15			戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及			部課名	福祉部介護保険課		課長名	後藤	
				担当者名	根岸		内線	2431	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		趣旨普及費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度		法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市							
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
	施策	04 介護サービス基盤の充実							
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。								
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等								
内容	1 介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子・パンフレットの作成 2 介護の日(11/11)特集記事の区報掲載 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護保険の出前教室								
経過	【平成25年度】区民説明会開催(25回・401人)、事業者説明会(8回・498人)、区報作成11/11号：介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成26年度】区民説明会開催(8回・385人)、事業者説明会(7回・532人)、区報11/11号に介護の日特集記事掲載、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成27年度】区民説明会開催(21回・626人)、事業者説明会(15回・725人)、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用小冊子作成 【平成28年度】区民説明会開催(4回・199人) 事業者説明会（8回・481人）、区報特集号11/11号・介護の日特集号、中学生向け小冊子作成、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成、介護保険出前教室開催 【平成29年度】区民説明会開催(4回・71人) 事業者説明会（4回・280人）、区報11/11日号、介護保険周知用パンフレットの作成、介護保険周知用小冊子作成								
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。								
実施方法	（ ☒ 1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)		
	① 区民説明会・事業者説明会等参加者数(人)	1,351	680	351	500	750	24年度、27年度、30年度制度改正		
	② 制度趣旨の認知度(%)		78.0			85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合(3年毎調査)		
	③ ②のうち、65歳未満対象者の認知度(%)		77.6			85.0	介護保険制度に肯定的な人の割合(3年毎調査)		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
30年度		31年度							
推進		推進		平成30年度の制度改正の内容をはじめ、介護保険制度の趣旨や利用方法を広く区民に周知する必要があるため、必要不可欠である。					

(単位：千円)

問題点・課題

- 平成30年度実施の法改正の内容を普及させるために、積極的に周知を行う必要がある。
- 前年度の事業を引き継いだ活動を行っていく。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	平成30年度の制度改正に向けて制度について、区民にわかりやすく伝える。	各冊子の内容を制度改正に対応して見直しを行い、わかりやすい冊子の作成を心掛けた。	改正により複雑多様化する制度について区報・説明会・冊子等を活用し、より分かりやすく周知する。
②	新しい情報で作成したパンフレットなどの紙媒体、口頭説明共に充実させる。	パンフレット、小冊子の作成にあたり見直しを行い、内容について充実させた。	区民にとって使いやすくわかりやすい冊子作りを継続し、制度の普及へ取り組んでいく。
③	引き続き、中学生冊子の作成と出前教室の実施により、若い世代への制度普及に努める。	若い世代への制度普及について、実施方法の見直しを行った。	従来の実施方法を再検証し、より効果的な周知方法に改善する。

他 施 区 状 の 実 況 議 会 （ 要 旨 ） 問 答 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区
	平成21年一定 若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことの必要性について

事務事業分析シート（平成30年度）										
								No1		
事務事業コード		08-04-16			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		介護保険運営協議会の運営			部課名		福祉部介護保険課		課長名	後藤
					担当者名		川島		内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		運営協議会費						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業								
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠法令等		荒川区介護保険運営委員会設置要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		04		介護サービス基盤の充実				
目的		介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。								
対象者等		委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））								
内容		○介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。 ○年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。 ○第6期介護保険事業計画期間（平成27～29年度）の主な審議内容 (1)第6期介護保険事業計画の進捗状況について (2)介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の実施状況について (3)地域包括支援センターの運営状況及び地域包括支援センター事業計画について (4)第7期介護保険制度改正点見込みについて (5)地域密着型サービス事業者及び新総合事業サービス事業者の指定について (6)第7期高齢者プランの策定について								
経過		平成19年度 3回開催 平成20年度 5回開催 平成21年度 3回開催 平成22年度 3回開催 平成23年度 5回開催 平成24年度 4回開催 平成25年度 3回開催 平成26年度 5回開催 平成27年度 3回開催 平成28年度 4回開催 平成29年度 5回開催								
必要性		国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保険医療関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 開催回数	3	4	5	4	4				
	②									
	③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
推進		推進		国の指針に基づき設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。						

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	運営協議会委員謝礼	496	報償費	運営協議会委員謝礼	646	報償費	運営協議会委員謝礼	750
需用費	運営協議会賄	7	需用費	運営協議会賄	12	需用費	運営協議会賄	10
役務費	運営協議会費会議録	111	役務費	運営協議会費会議録	58	役務費	運営協議会費会議録	213
							使用料及び賃借料 運営協議会会場使用料	32

備考	29年度の行政費用の「補助費等」は、協議会5回分の委員謝礼の経費。「物件費」は、協議会の飲料費と2回分の会議録作成経費。3回分の会議録は、別事業(事業計画策定事業費)の経費で作成。
問題点・課題	○介護保険法改正に伴い、平成18年度から地域密着型サービス運営を兼ねることとなっているが、介護保険運営協議会の役割が過重となっている。 ○度重なる介護保険制度改正により、制度が変更されているため、介護保険運営協議会で取り扱う内容が広範囲となり複雑化している。

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	28年度に分析した内容を基に、協議会での議論を活発化し、できるだけ多くの意見を第7期介護保険事業計画策定に反映する。	協議会で議論された意見を第7期高齢者プランに反映させた。	協議会で活発に議論がなされるよう、適切な情報提供及び報告を行っていく。
②			
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の質問状 況(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）									
								No1	
事務事業コード		08-04-17			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		在宅介護・施設介護サービス費			部課名 福祉部介護保険課 担当者名 依田		課長名 後藤 内線 2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		審査支払手数料					
		01-01-01		施設介護サービス等給付費					
		01-01-01		介護支援サービス等給付費					
事務事業の種類		☒ 新規事業 （ ☐ 30年度 ☐ 29年度 ） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成 12年度			根拠		介護保険法		
終期設定		☐ 有 ☒ 無 年度			法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		生涯健康都市					
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
		施策		04 介護サービス基盤の充実					
目的		要介護者等が介護保険サービスを受けた場合、それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。							
対象者等		要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会							
内容		1 給付の種類（介護保険法第40条、第52条のとおり） [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型サービス 2 給付の流れ ①要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ②ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 ③利用者は介護サービス費の1割または2割分（※）を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） ④事業者等は残りの9割または8割分（ケアプラン作成は10割分）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 ⑤東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 ⑥区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う ⑦東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う ※前年の所得状況等により利用者の負担割合が異なる（平成30年8月から3割負担導入）							
経過		平成18年4月 介護予防サービスの新設、地域密着型サービスの新設 平成27年4月 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業に移行 平成27年8月 介護保険負担割合制度の開始（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担割合が1割または2割となる） 平成28年4月 地域密着型通所介護の開始（利用定員数19人未満の通所介護事業所が提供する通所介護サービスが地域密着型サービスとなる。） 平成30年4月 施設サービスに「介護医療院」が追加 平成30年8月 介護保険負担割合制度の変更（前年の所得状況等により介護サービス利用時の自己負担が1割～3割となる（3割負担導入））							
必要性		介護保険法の規定により必須の事業である。							
実施方法		（2一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数1件あたり@60.0円）							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明		
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	① 要介護認定者の出現率（%）	17.5	18.0	18.3	18.6	21.9	1号認定者数/65歳以上人口(3月末実績)		
	②								
	③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
30年度		31年度							
推進		推進		制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		13,056,759	14,211,480	14,690,551	13,491,922	14,014,086	14,733,242	14,169,048
決算額（30年度は見込み）		12,191,366	12,258,600	12,971,629	12,879,295	12,924,614	13,433,203	14,169,048
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）（人）	46,426	47,672	48,917	49,882	50,335	50,597	50,712
	要支援・要介護認定者数（人）	8,270	8,310	8,673	8,877	9,206	9,396	9,590
	介護保険料（基準月額：円）	5,792	5,792	5,792	5,662	5,662	5,662	5,980
	審査支払件数（件）	232,273	232,034	237,210	227,088	232,291	240,659	243,050

予算・決算の内訳								
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	居宅介護サービス	8,146,177	負担金補助等	居宅介護サービス	8,595,111	負担金補助等	居宅介護サービス	9,136,153
	うち、地域密着型サービス	1,684,851		うち、地域密着型サービス	1,788,599		うち、地域密着型サービス	1,996,781
負担金補助等	介護支援サービス	694,859	負担金補助等	介護支援サービス	714,004	負担金補助等	介護支援サービス	722,208
負担金補助等	施設介護サービス	4,069,640	負担金補助等	施設介護サービス	4,109,649	負担金補助等	施設介護サービス	4,296,104
委託料	審査支払手数料	13,937	委託料	審査支払手数料	14,439	委託料	審査支払手数料	14,583

(単位：千円)								
	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
行政コスト計算書	給与関係費	3,072	1,853	▲ 1,219	地方税	3,339,347	3,384,843	45,496
	物件費	13,937	14,440	503	国庫支出金	3,315,056	3,360,830	45,774
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,017,079	2,077,151	60,072
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	12,910,676	13,418,764	508,088	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	5,652,707	5,830,538	177,831
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	44,793	34,815	▲ 9,978	行政収入合計(a)	14,324,189	14,653,362	329,173
	賞与・退職給与引当金繰入額	340	361	21	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,351,371	1,183,129	▲ 168,242
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	12,972,818	13,470,233	497,415	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,351,371	1,183,129	▲ 168,242
	特別費用(g)	1,532	0	▲ 1,532	特別収入(f)	150	0	▲ 150
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 1,382	0	1,382	当期収支差額(e)+(h)	1,349,989	1,183,129	▲ 166,860

備考 行政費用の「補助費等」は居宅及び施設介護サービスの給付額とケアプラン作成の経費、「物件費」は国保連合会への審査支払事務の委託料である。行政収入は、全ての介護給付費に対する介護保険第一号被保険者保険料及び、国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担金の歳入額である。

問題点
 ○要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付にかかる費用が年々増加している。
 ○安定的な事業運営のため、実績値・計画値における適切な進行管理が必要である。
 ○平成30年度から第7期介護保険事業計画期間となり、介護保険料の改定、制度改革等が行われているため、改定や改正等の影響を踏まえ、実績を把握、分析していくことが必要となる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	介護保険事業計画策定年度でもあることから、介護給付費の分析を実施し、今後のトレンドや推移を予測していく。	平成29年度を含めた直近の介護給付費等の分析を行い、平成30年度以降の推計（第7期介護保険事業計画の策定）を行った。	給付実績等を適切に管理していくとともに、介護保険料の改定や制度改正の影響等の把握、分析に努める。
②			
③			
他	（実施 22 区	未実施 0 区 不明	0 区）

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

議 会 質 問 答	平成18年三定 平成20年四定 平成22年二定 平成26年度2月会議 平成29年度9月介護	軽度者への福祉用具貸与の見直しについて／施設入所者への負担軽減策について 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて シヨトウステイの飛躍の充実について 第6期介護保険事業計画の策定について／介護保険制度改正について 第7期介護保険事業計画のアンケート調査について
-----------------------	---	---

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-18			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事			
事務事業名		福祉用具購入費			部課名		福祉部介護保険課		課長名 後藤	
					担当者名		古賀		内線 2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		福祉用具購入費						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度		○昭和 ●平成 12年度			根拠法令等		介護保険法第44・52・56条			
終期設定		○有 ●無			年度					
実施基準		●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分		○計画 ●非計画			
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
		施策		04 介護サービス基盤の充実						
目的		居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。								
対象者等		要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者								
内容		1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具 2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1～3割（※前年の所得状況による）を支払う。 3 給付の流れ (1) 給付券方式 ①利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請 ②区は利用者に給付券を発行 ③利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入 ④福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求 ⑤区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う (2) 償還払い方式 ①利用者は福祉用具購入後に区に申請 ②区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う								
経過		平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成24年4月 特殊尿器（自動排せつ処理装置を含む）が購入の対象から外れ、自動排せつ処理装置の交換部品が対象となる。※自動排せつ処理装置は福祉用具貸与の対象となる。								
必要性		介護保険法により必須の事業								
実施方法		（1直営） （直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)			
	①	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	73.9	74.8	74.7	74.7	74.8	給付券方式の申請書受理件数／年間福祉用具支給申請受理件数		
	②	給付券払（件数）	521	551	595	636				
	③	償還払（件数）	184	185	202	216				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続		継続		法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。						

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード	08-04-20			戦略プラン		○協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）			部課名		福祉部介護保険課		課長名	後藤	
				担当者名		依田		内線	2432	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-01-01		特定入所者介護サービス等費						
事務事業の種類		○新規事業（○30年度 ○29年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成		17年度		根拠法令等		介護保険法			
終期設定	○有 ●無		年度							
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分		○計画 ●非計画					
行政評価事業体系	分野	I		生涯健康都市						
	政策	02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	04		介護サービス基盤の充実						
目的	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。									
対象者等	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会									
内容	要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。 (1)サービスの種類 ・介護保険施設の食費・居住費 ・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費 (2)給付の流れ ①要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする ②利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 ③被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 ④事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける									
経過	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設 平成27年 8月 預貯金等の要件導入、別世帯配偶者所得の勘案 平成28年 8月 非課税年金の勘案									
必要性	介護保険法の規定により必須の事業									
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数1件あたり@60円)									
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)				
	① 負担限度額認定証交付件数(件)	1,383	1,557	1,679		1,679				
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度	31年度									
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。								

(単位：千円)

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容			平成29年度に実施した 改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	申請方法や時期に関して窓口業務の 改善を図れるよう検討する。			受付けた書類に関して、早く確認し 認定証を発行できた。			システム更改から一年経つため更 新手続きを、より円滑に行う。		
②									
③									
他区の実 況（要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード	08-04-21				戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高額介護サービス費				部課名	福祉部介護保険課	課長名	後藤		
					担当者名	丹	内線	2432		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01		高額介護サービス等費							
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠	介護保険法51条・61条				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		年度		法令等					
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I		生涯健康都市						
	政策	02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	04		介護サービス基盤の充実						
目的	要介護・要支援認定者が、利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給する。これにより、自己負担の軽減を図ることを目的とする。									
対象者等	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者									
内容	【高額介護サービス費】 給付の流れ ①サービスの提供⇒国保連⇒該当者抽出⇒該当者にサービス費の支給申請を勧奨する。 ②申請に基づき、区が支給決定し、支給する。（2回目以降は申請省略） 【高額医療合算介護サービス費】 給付の流れ ①対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得する ②対象者は①を添えて医療保険者に請求 ③医療保険者は①を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者負担額を対象者へ支給 ④医療保険者は計算結果連絡票を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額へ支給 ⑤介護保険者は④に基づき介護保険負担額を対象者へ支給									
経過	平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時の領収書確認を廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略 平成18年10月 委任状による親族口座への振込みが可能になる 平成20年 4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から） 平成27年 8月 高額介護サービス費の自己負担段階に現役並み所得者がいる世帯を新設 高額医療・高額介護合算制度の70歳未満被保険者の自己負担上限額の見直し 平成29年 8月 高額介護サービス費の課税世帯につき自己負担上限額の見直し									
必要性	介護保険法の規定により必須の事業									
実施方法	（☒ 一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。（審査件数1件あたり@60円）									
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）			
	① 高額介護支給件数（件）	29,828	32,280	32,826	34,475	35,000	申請勧奨件数 28年度1,732件29年度1,721件			
	② 高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（件）	1,015	1,857	1,510	1,878	2,000	申請勧奨件数 28年度1,857件29年度1,615件			
③ 高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（件）	31	32	16	30	40	申請勧奨件数 28年度32件 29年度16件				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
30年度		31年度								
継続	継続		法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。							

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額		307,125	333,211	345,054	374,485	429,723	427,068	480,635	
決算額（30年度は見込み）		307,052	312,815	334,057	354,964	423,860	424,160	480,635	
実績の推移	事項名（30年度は見込み）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
	生活保護の被保護者等	5,434	6,103	6,320	7,040	7,172	7,608		
	区民税非課税で年収80万円以下	13,401	13,481	13,923	14,524	14,946	15,366		
	区民税非課税で年収80万円超	4,284	4,941	5,045	5,319	5,617	5,952		
	一般(27年度は現役並み所得者含)	2,458	2,172	1,955	2,945	4,545	3,900		
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金	高額介護サービス等費	360,569	負担金	高額介護サービス等費	368,765	負担金	高額介護サービス等費	480,635	
	高額合算（後期高齢分）	61,982		高額合算(後期高齢分)	54,272				
	高額合算（国保分）	1,309		高額合算(国保分)	1,123				
(単位：千円)									
行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額	
	給与関係費	5,461	5,930	469	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	423,860	424,160	300	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	604	1,155	551	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 429,925	▲ 431,245	▲ 1,320	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	429,925	431,245	1,320	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 429,925	▲ 431,245	▲ 1,320	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 429,925	▲ 431,245	▲ 1,320		
備考	行政費用の「補助費等」は、高額介護サービス等に係る介護給付支給額								
問題点・課題	○高額介護サービス費について、対象者本人が申請を行うことが困難な場合は、家族等が代わって申請を行うことになるが、家族が遠方であったり、またそもそも家族等がない場合に申請が遅れたり、行われなかったりする。 ○高額医療合算介護サービス費について、申請は一課に行うものの、医療保険・介護保険でそれぞれ計算し支払いを行うため、区民の方にわかりにくい内容となっている。各課の担当者同士で、情報を共有し、申請や事務手続きをなるべく簡略化する必要がある。								
問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容		平成29年度に実施した改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	申請書を送付しているにも関わらず、長期間、申請が行われない対象者への勧奨方法を検討する。		通知に添付する文書について、なるべくわかりやすく記載している。			長期間の未申請者について、担当ケアマネなどに連絡をする等、申請に結びつける。			
②									
③									
他区の実況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議会（要旨）									

事務事業分析シート（平成30年度）										No1
事務事業コード		08-04-23			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		住宅改修理由書作成経費の助成			部課名		福祉部介護保険課		課長名	後藤
					担当者名		藤澤		内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）		01-03-01		住宅改修支援事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 30年度 ☐ 29年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		☐ 昭和 ☒ 平成		12年度		根拠法令等		介護保険法第115条		
終期設定		☐ 有 ☒ 無		年度						
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市				
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		04		介護サービス基盤の充実				
目的		介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。								
対象者等		介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等								
内容		☐ 助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ※ただし、利用者が当該住宅改修工事について住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。 ☐ 助成金額 1件につき2,000円								
経過		平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。								
必要性		サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。								
実施方法		☒ 1直営 ☐ 2委託 ☐ 3協働 ☐ 4他機関等との連携 （直営の場合 ☐ 常勤 ☒ 非常勤 ☐ 臨時職員）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）				
	① 助成件数（件）	98	74	62	101	113				
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
30年度		31年度								
継続		継続		介護保険制度を補う国の補助事業である。						

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			236	190	190	242	256	226	202
決算額（30年度は見込み）			152	188	136	196	148	124	202
実績 の 推 移	事項名（30年度は見込み）		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	助成件数（件）		76	94	68	98	74	62	101
予算・決算の内訳									
平成28年度（決算）			平成29年度（決算）			平成30年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	理由書作成助成	148	負担金補助等	理由書作成助成	124	負担金補助等	理由書作成助成	202	
(単位：千円)									
行政 コスト 計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額	
	給与関係費	0	0	0	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	148	124	▲ 24	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 148	▲ 124	24	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	148	124	▲ 24	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 148	▲ 124	24	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 148	▲ 124	24	
備考	行政費用の「補助費等」は、対象事業所等への補助金支出額								
問題点・課題	○ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成する機会が多く、その作成にかかる経費を助成するための事業である。助成の申請がなされた後、住宅改修を行った利用者に対して住宅改修費が支給されたか否かの結果を確認する必要があるため、助成額の支払いに時間を要する場合がある。また住宅改修が取下げられて工事が行われなかった場合は支払はできない。								
問題点・課題の改善策									
	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容		平成29年度に実施した 改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	住宅改修費の支給が本制度の要件であるため、引き続き住宅改修の手続きを速やかに完了するように施工業者に働きかける。		理由書作成助成費申請のあった住宅改修申請の完了手続きが速やかに行われているかを確認した。			引き続き住宅改修の完了手続きの状況を把握して、速やかに行うように業者に働きかける。			
②									
③									
他 施 状 況 （ 要 質 問 状	（実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区）		